

平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会社名 シダックス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
 (JASDAQ コード番号 4837)
 問合せ先 常務取締役 経理財務本部長 兼 IR担当
 西川 聡
 (TEL. 03-5784-8909)

当社子会社に対する行政処分に関するお知らせとお詫び

当社の連結子会社であります大新東株式会社君津事業所は、平成 23 年 6 月 7 日、関東運輸局より輸送施設（事業用自動車 1 両）の使用停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、株主様、お客様をはじめ関係者の皆様方には、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 使用を停止する期間
平成 23 年 6 月 8 日～平成 23 年 6 月 17 日（10 日間）
2. 使用を停止する輸送施設
事業用自動車 1 両（自動車登録番号 袖ヶ浦 200 あ 305）

3. 違反事実

番号	違反事実（適用条項）	基準日車数	適用
1	点呼の実地が不適切であり、運行管理者による点呼が 1 ヶ月の総回数 の 1/3 未満であったこと。 【564 件中 564 件 点呼実施率 100%（運行管理者による点呼 564 件中 179 件 実施率 31%）】 （道路運送法第 27 条第 1 項） （旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条）	警告	未実施率 20% 未満（運行管理者による点呼 1/3 未満） （注 2）適用
2	運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。 【告示 1/2 未満未実施】 （道路運送法第 27 条第 1 項） （旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）	警告	一部不適切
3	輸送の安全確保について、適切な指導・監督の記録をしていなかったこと。 【6 回中 2 回 記録なし率 33%】 （道路運送法第 27 条第 1 項） （旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）	10 日車	記録なし率実施回数に対して 20% 以上 50% 未満

4. 今後の対応

当社グループといたしましては、この事態を厳粛かつ重大に受け止め、今後このような事態が再び発生することがないように、更なるコンプライアンス体制の強化を図るとともに一層の法令順守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

尚、当該行政処分による当社グループの業績（平成 24 年 3 月期）への影響は軽微であります。

以上